

令和 5 年度

横手市消費者行政の概要

横手市消費生活センター

目 次

I	横手市消費者行政の沿革	1
II	組織および事務分掌	2
III	消費者啓発関係	3
1	消費生活出前講座	3
2	啓発関係事業	3
IV	消費者団体関係	3
1	消費者団体の活動支援	3
V	消費者支援関係	4
1	消費生活相談	4
2	東北都市消費者行政協議会	4
3	秋田県都市消費者行政協議会	4
VI	商品の適正表示関係	5
1	現地調査・立入検査	5
VII	消費者行政活性化事業	5
1	消費生活相談員等レベルアップ事業	5
2	地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	6
3	消費生活相談体制整備事業	6
VIII	消費生活相談【令和4年度】	7
1	相談の概要	7
2	相談の受付状況	7
3	相談の処理結果	9
○	横手市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例	10
○	横手市消費生活センター設置要綱	11

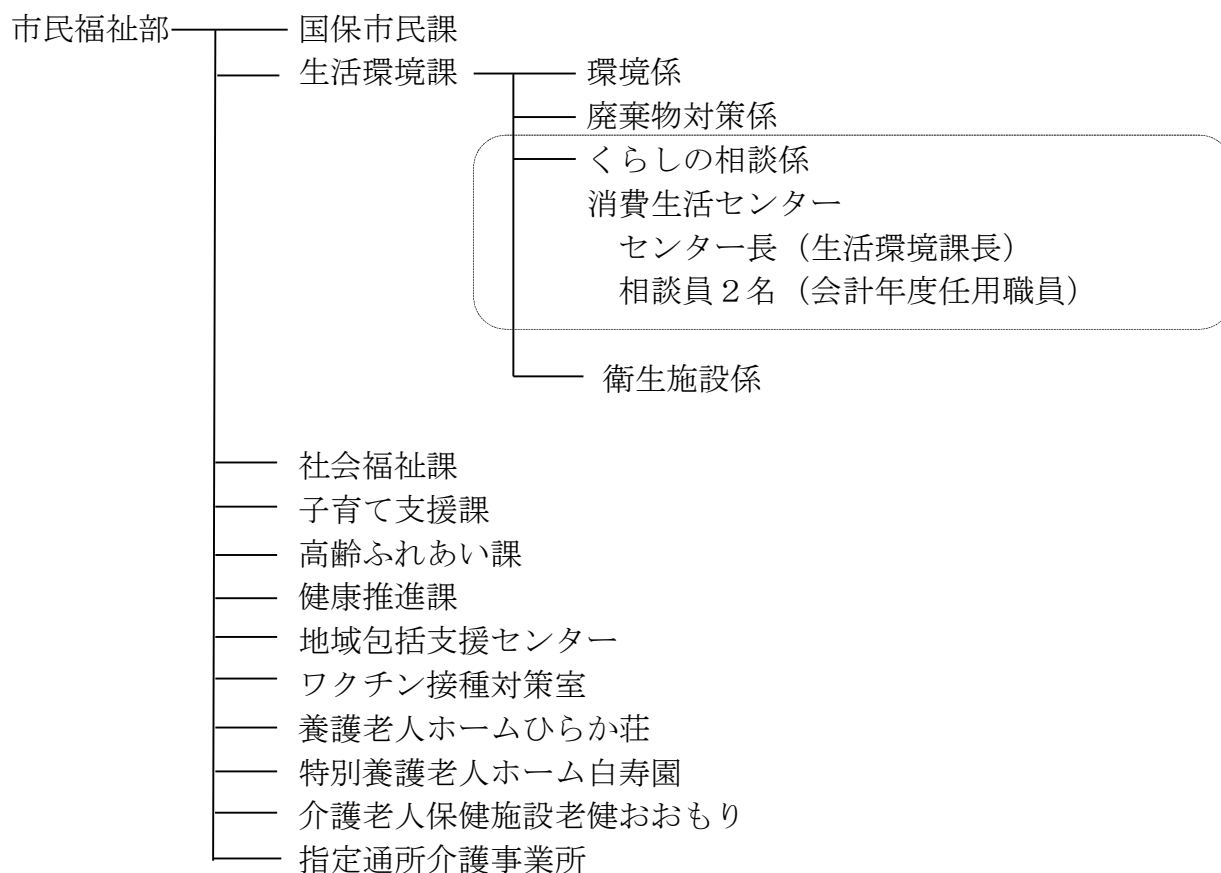
I 横手市消費者行政の沿革

平成17年10月1日	市町村合併により新横手市誕生 消費生活相談窓口設置（産業経済部商工労働課所管） 旧横手市における消費生活モニター事業廃止
平成22年4月1日	消費生活センター設置 P I O ネットシステム導入
平成22年6月1日	消費生活相談員2名体制へ（1名増員）
平成23年3月31日	「横手市消費生活センター設置要綱」制定
平成23年4月1日	「横手市消費生活センター設置要綱」施行（消費生活センターの設置を公示） 市民生活部市民課へ所管替え
平成24年4月1日	市民生活部くらしの相談課へ所管替え
平成27年4月1日	市民生活部生活環境課へ所管替え
平成28年3月18日	「横手市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例」制定
平成28年3月31日	「横手市消費生活センター設置要綱」一部改正
平成28年4月1日	「横手市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例」施行 改正「横手市消費生活センター設置要綱」施行

II 組織および事務分掌

令和5年4月1日現在

1 組織



2 事務分掌（横手市消費生活センター設置要綱第3条）

- （1）消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に関すること。
- （2）消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんに関すること。
- （3）消費者安全の確保のために必要な情報の収集及び提供に関すること。
- （4）消費者事故等の発生に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、消費者安全に関すること。

Ⅲ 消費者啓発関係

1 消費生活出前講座

市民が安全で快適な消費生活を営むために必要な情報提供および教育を受ける機会を提供するため、地域の集まりなどに消費生活相談員を派遣する。

【令和4年度実施状況】

市内各地域のいきいきサロンなどを対象に実施。

(実施回数 いきいきサロン11回他、合計12回。参加者延べ159人)

2 啓発関係事業

消費者に対して健全な消費生活を営むための情報を提供するために、消費者問題に関する啓発・注意喚起を行う。

【令和4年度実施状況】

消費者月間テーマ「“消費”で築く新しい日常」

(1) 消費生活展

5月16日(月)～5月20日(金) Y²ぷらざ1階オープンスペース

5月23日(月)～5月27日(金) 市立横手病院1階総合ホール

(2) マイバッグ持参運動<横手消費者の会と共催>

新型コロナウイルス感染拡大防止の為に中止

Ⅳ 消費者団体関係

1 消費者団体の活動支援

一般市民の消費者意識の高揚と消費生活改善に寄与する市内消費者団体の活動を推進するため、支援を行う。

【令和4年実施状況】

(1) 横手消費者の会事務局支援

V 消費者支援関係

1 消費生活相談

事業者と消費者との間に生じた問題や疑問などに関して、消費生活相談員が、消費者の相談を受け付けるとともに、解決のための助言やあっせん等を行う。

【令和4年度相談件数】 新規368件 継続483件 (計851件)

2 東北都市消費者行政協議会

東北地区の都市（76市）における消費者行政の諸問題について、情報交換と連絡調整を行うことにより、消費者行政の円滑かつ効果的推進に寄与することを目的として、昭和44年に発足した。

【令和4年度開催状況】

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、書面表決での開催

3 秋田県都市消費者行政協議会

秋田県内の都市（13市）における消費者行政の諸問題について、情報交換と連絡調整を行うことにより、消費者行政の円滑かつ効果的推進に寄与することを目的として、昭和45年に発足した。

【令和4年度開催状況】

文書会議での開催

VI 商品の適正表示関係

1 現地調査・立入検査

違法な販売や陳列の防止を目的として、店舗への立入・検査を行う。
指定品目の表示・マークの確認および販売業者に対する指示を行う。

【令和4年度実施状況】

電気用品安全法

◇点検品目 直流電源装置、リチウムイオン蓄電池（電動工具、ワイヤレス掃除機等の交換バッテリー、モバイルバッテリー）、電熱器具（炊飯器、工作・工芸用電熱器具など）、電動応用機械器具（加湿器、空気清浄機、乾燥機など）電子応用機械器具（電子時計、電卓、電子楽器、電子レンジなど）

◇検品数 151

◇実施事業所数 3

消費生活用製品安全法

◇点検品目 乳幼児用ベッド、ライター、石油給湯器、石油ふろがま、石油ストーブ

◇検品数 92

◇実施事業所数 4

家庭用品品質表示法

◇点検品目 帽子、水筒、電気ロースター、ショッピングカート

◇検品数 147

◇実施事業所数 4

VII 消費者行政活性化事業

1 消費生活相談員等レベルアップ事業

消費生活相談業務等に従事する職員のレベルアップを図るため、研修への参加を支援する。

【令和4年度実施状況】

消費生活相談員・行政職員の国民生活センター等が実施する研修への参加を支援した。（述べ7名・4回）

2 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

消費者としての自立を促すため、消費者教育と啓発事業の活性化に努める。

- ・消費者啓発用グッズの配布
啓発ポケットティッシュを、消費生活出前講座や各種イベント等の際に配布した。
- ・消費生活センター周知パンフレットの作成、配布
消費生活センター周知パンフレットを作成し、消費生活出前講座や各種イベント等の際に配布した。
- ・消費者啓発や注意喚起ちらしの作成、配布
啓発や注意喚起のちらしを作成し、消費生活出前講座や各種イベント等の際に配布した。

3 消費生活相談体制整備事業

消費生活相談員等を適正に配置し、相談窓口の整備を図る。

消費生活相談員 2名 ※令和5年4月1日現在

Ⅷ 消費生活相談【令和４年度】

1 相談の概要

(1) 消費生活相談件数

- ・令和４年度の消費生活相談件数は新規３６８件、継続４８３件の計８５１件。新規相談件数は前年度比約１０４％で、増加している。
- ・新規相談件数において、６０歳代以上の高齢者からの相談が５割を超えている。

(2) 相談の傾向

- ・SNSの広告から初回安価の健康食品や化粧品を注文したが「定期購入と知らなかった。高額なので解約したいが連絡がつかず、うまく解約ができない。」との相談が多い。定期購入に関する相談はネット通販の４０％を占めている。
- ・借金の相談は毎年上位にあり、本人からの相談が５２％で、家族や支援窓口からが４８％となった。
- ・実在する大手通販サイトや宅配業者を装った不審なメールに関する相談も多く寄せられた。
- ・また、火災保険を使い雪害の住宅修理が負担なくできると勧誘する「保険金の申請サポート」の相談が寄せられた。

2 相談の受付状況

- (1) 相談件数は新規３６８件、継続４８３件の計８５１件。新規相談件数は前年度比約１０４％で、増加している。

年度別相談件数

(件)

年度		H30	R1	R2	R3	R4
相談件数	新規	406	425	430	352	368
	前年度比	113.1%	104.7%	101.2%	81.9%	104.5%
	継続	457	476	656	472	483
	合計	863	901	1086	824	851

(2) 相談方法は「電話」が251件で全体の約68%、「来訪」が116件で約31%と、その他が1件で約0.2%と、電話での相談が多くなっている。

相談方法（契約当事者情報により集計）

(件)

区 分		計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不 明
相 談 方 法	電 話	251	5	13	13	33	40	48	74	25
	来 訪	116	1	3	11	10	11	26	47	7
	そ の 他	1								1
	合 計	368	6	16	24	43	51	74	121	33

(3) 契約当事者の居住地は「横手市内」が348件で全体の9割以上を占めるが「横手市外」居住者の相談も20件寄せられた。

契約当事者の居住地

(件)

区 分		計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不 明
居 住 地	横手市内	348	6	12	19	41	50	72	117	31
	横手市外	20		4	5	2	1	2	4	2
	不 明	0								
	合 計	368	6	16	24	43	51	74	121	33

(4) 契約当事者は「70歳以上女性」が68件で最も多く、次いで「70歳代女性」の53件となっている。70歳以上の合計が121件と全体の3割以上を占めている。

契約当事者の性別・年代別

(件)

区 分		計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不 明
性 別	男 性	154	3	7	12	14	22	35	53	8
	女 性	191	3	9	12	29	29	39	68	2
	不明・団体	23								23
	合 計	368	6	16	24	43	51	74	121	33

- (5) 販売形態別にみると、無店舗販売が179件と、店舗販売の76件を大きく上回っており、中でも「通信販売」が102件、「電話勧誘」が41件と多く、両方合わせると相談全体の4割以上を占めている。

販売形態別相談件数（契約当事者情報により集計）

(件)

区 分			計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不 明
販 売 形 態 別	無店舗販売(小計)	R4年度の主な商品	179	4	5	10	20	25	40	61	14
	①訪問販売	電気、火災保険申請サポート	28			1	1	1	6	13	6
	②通信販売	化粧品・健康食品（定期購入）有料サイト	102	4	5	7	18	18	23	25	2
	③電話勧誘	光回線、海産物	41			2	1	6	9	17	6
	④マルチ		0								
	⑤その他	農機具	8						2	6	
	店舗販売	借金、賃貸アパート、脱毛エステ	76		9	7	10	11	20	16	3
	不明・無関係	不審なメール、借金	113	2	2	7	13	15	14	44	16
	合 計		368	6	16	24	43	51	74	121	33

3 相談の処理結果

- ・相談員による斡旋件数は56件であり、その全件が解決に至っている。
- ・その他については助言や情報提供を行い、相談者自身での問題解決をサポートしている。
- ・弁護士等の関係機関へ引き継ぐ場合は、相談概要をまとめた相談カードを作成し、円滑な引継ぎに努めている。

相談処理結果（契約当事者情報により集計）

(件)

区 分		計	2 0 歳未満	2 0 歳代	3 0 歳代	4 0 歳代	5 0 歳代	6 0 歳代	7 0 歳以上	不 明
処 理 結 果	助言(自主交渉)	193	2	13	13	25	32	39	59	10
	その他情報提供	110	1	3	8	12	13	15	40	18
	斡 旋 解 決	56	3		3	6	4	18	21	1
	斡 旋 不 調	0								
	他機関紹介	5					1	1	1	2
	処理不能・不要	4					1	1		2
	処理継続中	0								
	合 計	368	6	16	24	43	51	74	121	33

○横手市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例

平成28年3月18日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営、情報の安全管理に関する事項等に関する基準について定めるものとする。

(名称及び住所等の公表)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費者生活センターの名称及び住所

(2) 法第10条の3第2項の消費生活相談を行う日及び時間

(職員)

第3条 消費生活センターに次の職員を置くものとする。

(1) センター長

(2) 消費生活相談員

(3) 事務職員

(職員の知識及び技能の向上等)

第4条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(秘密保持等)

第5条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た情報を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

2 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○横手市消費生活センター設置要綱

平成23年3月31日

告示第43号

改正 平成24年4月1日告示第109号

平成27年4月1日告示第78号

平成28年3月1日告示第15号

(設置)

第1条 市民の消費生活に関する相談及び苦情（以下「相談等」という。）を適正かつ効率的に処理するため、横手市消費生活センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 横手市消費生活センター
- (2) 位置 横手市中央町8番2号

(取扱事務)

第3条 センターは、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に関すること。
- (2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんに関すること。
- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 消費者事故等の発生に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消費者安全に関すること。

(開設時間)

第4条 センターの開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

(休業日)

第5条 センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、これを変更し、又は臨時の休業日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(職員)

第6条 センターに置くセンター長は、市民福祉部生活環境課長をもって充てる。

2 センターに置く事務職員は、市民福祉部生活環境課長が指名する者とする。

(消費生活相談員)

第7条 センターに置く消費生活相談員は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3に規定する要件を満たす者とする。

(職員研修)

第8条 第3条に掲げる事務を行う職員は、有する資格、知識、及び経験に応じ、消費生活相談の事務の実施に必要な知識、技術等を身に付け、かつ、常に資質、技能等の維持及び向上のために必要な研修を受けるものとする。

(相談等の記録)

第9条 相談員は、相談等の内容及び処理の結果を記録するものとし、5年間保存しなければならない。

(情報の適切な管理)

第10条 第3条の事務の実施により得た情報を適切に管理するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じるものとする。

(1) 正確かつ最新なものとする。

(2) 滅失、改ざん、毀損その他の事故を防止すること。

(3) 漏えいを防止すること。

2 保有する必要がなくなった情報（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によるものを含む。）については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第109号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第78号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日告示第15号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第50号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。